

令和4年度 税制改正について

令和4年4月1日に施行（特段の定めがあるものを除く。）された改正税法について、第72回税理士試験に影響すると考えられるものを中心にご紹介致します。

なお、第72回税理士試験において適用される法令等は令和4年4月8日現在施行のものとしてしております。

◇所得税法

<概要・制度趣旨>

社会環境の変化に対応した豊かな住生活の実現のため、その他現下の経済状況を踏まえ、主に以下の改正が行われました。

① 住宅借入金等特別税額控除

- (イ) 合計所得金額の要件が**2,000万円以下**に引き下げられました。
- (ロ) 控除率が**0.7%**に引き下げられました。
- (ハ) 一般住宅で**居住用家屋の新築**その他一定の場合には控除期間が**13年**、借入限度額が**3,000万円**となり、**既存住宅の取得・増改築等**の場合には控除期間が**10年**、借入限度額が**2,000万円**となりました（令和4年居住の場合）。
- (ニ) 認定住宅等の**対象住宅の見直し**が行われると共に、**認定住宅等の新築**その他一定の場合には控除期間が**13年**、借入限度額が住宅の種類に応じて**5,000万円、4,500万円、4,000万円**となり、**既存住宅の取得**の場合には控除期間が**10年**、借入限度額が**3,000万円**となりました（令和4年居住の場合）。

② 認定住宅等新築等特別税額控除

対象住宅の見直しが行われると共に、標準的な費用の額の認定住宅限度額が一律**650万円**となりました。

③ 住宅耐震改修特別税額控除

標準的な費用の額の耐震改修工事限度額が一律**250万円**となりました。

④ 少額減価償却資産等

対象資産から**貸付**（主要な事業として行われるものは除かれます。）の用に供した資産が除外されました。

◇法人税法

<概要・制度趣旨>

令和4年度税制改正では、賃上げに関する優遇税制やその他の税制が改正されます。

主な税制改正項目は次の項目です。

① 人材確保等促進税制から賃上げ促進税制への改正（大企業向け）

企業の積極的な賃上げを促す目的で、「新規雇用者の給与総額」に対するものが、「雇用者全体の給与総額の対前年度増加額」に対する税制となります。また、一定の要件を満たした場合の控除率は、最大 20%から**最大 30%**に引き上げられることとなります。

② 所得拡大促進税制の改正（中小企業向け）

中小企業の積極的な賃上げや人材投資を促進させるため、税額控除率の上乗せ措置が一部改正されます。具体的には、雇用者給与等支給額の比較雇用者給与等支給額に対する増加割合が 2.5%以上の場合、**税額控除率に 15%が加算**され、また、教育訓練費の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が 10%以上の場合、**税額控除率に 10%加算**され、控除率は最大 25%から**最大 40%**に引き上げられることとなります。

③ 特別税額控除規定の改正

大企業について、研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除規定を適用できないこととする措置について、**資本金の額等が 10 億円以上であり、かつ、常時使用する従業員の数が 1,000 人以上である場合等**の要件に該当する場合、継続雇用者給与等支給額に係る要件を、**継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が 0.5%以上**であることとします。

④ 少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度等についての改正

少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度、一括償却資産の損金算入制度及び中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる資産から、貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供したものを除外します。なお、令和 4 年 4 月 1 日以降取得後、事業供用した減価償却資産に限られます。

⑤ 5G 投資促進税制の一部改正

5G インフラの普及及び多様なベンダー育成・参入を促進するための税制上の措置を講じる必要があり、所要の見直しが行われます。

◇相続税法

<概要・制度趣旨>

令和 4 年度税制改正としては、「住宅取得等資金の贈与税の非課税」「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例」などがあり基本的には、本試験への影響が大きい項目となります。

「住宅取得等資金の贈与税の非課税」は、適用期間の延長及び限度額の改定、特定受贈者の年齢要件の引き下げが行われ、また、「住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続

時精算課税の特例」についても、適用期間の延長及び成年年齢の引き下げが行われ、ともに理論及び計算に影響があります。

いずれも住宅税制の延長及び民法改正の影響を受けて改正されているという点を考慮しますと、改正項目としての重要性、話題性が高いといえる項目となります。

また、民法の成年年齢引き下げに伴う関連規定の改正が、前年以前より法律自体はすでに公表されていましたが、施行が令和4年4月1日となっているため、「相続時精算課税」「贈与税の特例税率」「未成年者控除」「結婚・子育て資金の贈与税の非課税」「個人の事業用資産の贈与税の納税猶予及び免除」「非上場株式等の贈与税の納税猶予及び免除の特例」等が、本年度の改正項目としての重要性、話題性が非常に高いといえる項目となります。

◇酒税法

<概要・制度趣旨>

輸出免税の適用に当たって必要となる帳簿の記載について電磁的記録に基づいて記載できることとされました。また、輸出酒類販売場から移出する酒類の免税制度に関して、即時徴収等に係る税関長の権限等について見直しがされました。この他、沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の適用期限が延長されています。

◇事業税

<概要・制度趣旨>

事業税の主な改正ポイントは「令和4年4月1日以後」に開始する事業年度から適用となる「外形対象法人の所得割の軽減税率の廃止」、「ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の見直し」、「付加価値割における人材確保等促進税制」です。

◇固定資産税

<概要・制度趣旨>

商業地等の負担調整措置における令和4年度限定の措置、閲覧制度の開示内容の制限、固定資産評価審査委員会への審査の申出期間についての特例措置が主なものとなります。